

池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書

春暖の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、逗子市では、昭和 29 年以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。

本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。

平成 8 年の米軍家族住宅入居開始から 22 年が経過し、現在では市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、かつて人々の生活が営まれていた土地であり、また、かけがえのない貴重な自然の宝庫である池子の森の返還を要望しているところです。

こうした状況の下、平成 23 年 9 月に西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールについて、返還までの間の共同使用という方針が示され、平成 26 年 11 月、当該土地等の共同使用が実現しました。

これにより、平成 27 年 2 月に池子の森自然公園が開園し、市民の長年の願いであった西側運動施設の自由な利用について、大きな前進を遂げたことは大変喜ばしいことではございます。しかしながら、米軍との共同使用という状況は制約も存在していることから、本年迎える更新を機に、より市民が利用しやすい状況を確保いただきますよう要請いたします。

本市及び本協議会の最終的な目標はあくまで池子接收地の全面返還であることから、本共同使用が早期に返還へと移行し、全面返還への確実な道筋となることを強く要望いたします。

また、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分については、平成 14 年 5 月に国に対して返還申請書を提出しておりますが、未だ返還されておられません。早期返還を強く要望いたします。

さらに、本協議会では返還をより現実的なものとすべく、旧軍港市転換法の本市適用に向けた活動も進めており、同法を改正すべく県内選出の国会議員に対し本協議会顧問就任の招聘活動を行っております。返還が実現する暁には、本市が同法の適用を受けられますようご配慮を賜るとともに、国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、これまでの基地負担等を踏まえ、無償による譲渡

等の措置を講ずるよう特段のご配慮を賜りたく、併せて要請いたします。

なお、米軍施設が所在することによる地元負担を軽減し、お互いに良い関係を継続できますよう、次の事項についても併せて要請いたします。

まず、平成 30 年 11 月 14 日 日米合同委員会において合意された、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域における生活支援施設等の整備計画については、池子の森を守るという本市の原点を踏まえ、当該施設周辺の環境に影響を与えることがないように、要請いたします。また、整備計画については、本協議会に対して適時適切に情報提供していただくことを要請いたします。

次に、交通問題について、市内の幹線道路は慢性的な渋滞となっておりますが、池子住宅地区関係車両がその一因になっている状況も見られます。特に県道 24 号横須賀逗子線につきましては、朝夕を中心に渋滞が発生していることから、池子住宅地区関係者への公共交通機関の利用の呼びかけについてご配慮をお願いいたします。

交通事故につきましては、幹線道路に限らず、狭い生活道路においても、池子住宅地区の関係車両による交通事故が発生しております。生活道路の通行は極力控えていただくとともに、安全運転や交通ルールの遵守に関しましても、指導を徹底されるようお願いいたします。

また、夏期の逗子海水浴場については、引き続き米軍関係者への海水浴場利用ルール、飲酒マナーを含め、周知や教育指導を徹底されるようお願いいたします。

さらに、池子住宅地区外に居住する米軍関係者に係る、ごみ出しや騒音等、生活マナーに関するルールに係る指導について徹底をお願いいたします。

本協議会といたしましては、池子接收地の全面返還により、市民が永年抱き続けてきた悲願である「平和都市」の実現がかなえられるものと思っております。こうした実情をご賢察賜り、返還の早期実現につきまして、特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

平成 31 年 3 月 26 日

南関東防衛局長
堀 地 徹 様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
会 長 高 野 毅